

## 王寺町止水板等設置補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内の住宅又は事業所（仮設のもの及び事業者が売買を目的として所有するものを除く。以下同じ。）に止水板等を設置した者に対し、止水板等設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、町内の住宅又は事業所における浸水被害の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 工場、事業場、店舗、事務所その他これらに類するものをいう。
- (2) 止水板等 建築物の浸水のおそれがある出入口等に設置することにより浸水を防ぐ機能を有する板（シート状のものを含む。）で、次にかかる条件を満たすものをいう。
  - ア 浸水に耐える金属や合成樹脂その他丈夫な材質のもの
  - イ 取り外し、移動又は埋め込みが可能なもの
- (3) 関連工事 止水板の設置に伴い、止水効果を高めるために行う工事で、次に掲げるものをいう。
  - ア 内外壁の防水工事
  - イ 土間のコンクリート打設工事
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、町長が必要と認める工事

### (補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自然災害による浸水被害のおそれがある地域内（国土交通省大和川河川事務所「大和川浸水想定区域図」、奈良県「葛下川浸水想定区域図」により明示されていること）の住宅又は事業所の出入口等に止水板等を設置したこと。
- (2) 当該住宅又は事業所の敷地内における止水板等の設置に関し、国、奈良県又は町から他の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 町税、水道料金又は下水道使用料を滞納していないこと。

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町内の住宅又は事業所において行う次に掲げる事業とする。

- (1) 止水板等の設置工事及び関連工事を行う事業
- (2) 設置工事を要しない止水板等を購入する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 専ら住宅又は事業所の浸水を防ぐためのものとは認められない事業
- (2) 止水板等の修繕（部材の更新を含む）を行う事業
- (3) 過去に他の補助金の交付対象となった住宅又は事業所について行う事業
- (4) 過去に当補助制度を活用し、10年以上経過していないものに関する事業
- (5) その他町長が不適當であると認める事業

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、50万円を限度として、止水板等の設置及び関連工事（以下「設置等」という。）に要する費用の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

2 補助金の交付は、一つの建物等につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設置等に着手する前に、申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 計画書
- (3) 設計図書
- (4) 見積書
- (5) 土地及び建物の登記事項証明書
- (6) 土地及び建物の所有者の承諾書
- (7) 現況写真及び周辺図
- (8) 町税の完納証明書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

(交付の条件)

第8条 町長は、交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

(交付決定の通知)

第9条 町長は、交付決定をしたときは、交付決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

(交付の申請の取下げ)

第10条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げは、前条の規定による通知を受け取った日から起算して30日以内に行わなければならない。

3 第1項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(承認事項)

第11条 補助事業者は、次に掲げる場合には、申請書（様式第2号）を町長に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定の対象となった設置等（以下「補助事業」という。）の内容の変更（町長が認める軽微なものを除く。）をしようとする場合
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(事業完了報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の完了後、速やかに、報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 竣工図
- (2) 領収書
- (3) 完了後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条第1項の規定による報告書の提出があった場合は、その内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受け取った補助事業者は、速やかに、所定の請求書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、補助金を交付するものとする。

(補助対象事業に係る設備の管理)

第 14 条 補助事業者は、補助対象事業に係る設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならぬ。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 町長は、補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認める場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は期限を定めてその返還を命ずることがある。

(書類の保存)

第 16 条 補助事業者は、補助対象事業に関する書類を整備し、交付決定を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(様式)

第 17 条 この要綱で使用する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。